

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1158

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-25）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別の場合の昇給)</p> <p>第17条 勤務成績が良好な職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる号給の数を加えた号給に昇給させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が公務（<u>外国機関等派遣職員</u>又は<u>公益的法人等派遣職員</u>（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務を含む。）のため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合においては、4号給</p> <p>(3) (略)</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第21条の2 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間を別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務す</p>	<p>(特別の場合の昇給)</p> <p>第17条 勤務成績が良好な職員が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる号給の数を加えた号給に昇給させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が公務（<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</u>（昭和63年静岡県条例第10号。以下「<u>外国機関等派遣条例</u>」という。）第3条第1項に規定する<u>派遣職員</u>又は<u>公益的法人等派遣条例</u>第3条第1号に規定する<u>派遣職員</u>（以下「派遣職員」と総称する。）の派遣先の業務を含む。）のため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合においては、4号給</p> <p>(3) (略)</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第21条の2 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは<u>教育公務員特例法</u>（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する<u>大学院修学休業</u>（以下「<u>大学院修学休業</u>」という。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間を別表第10に定める休職期間等換算表に定める</p>

るに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の支給日）

第23条 （略）

2～4 （略）

5 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条第3項の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

附 則

1～5 （略）

6 平成30年3月31日までの間における職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第7号）附則第8項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第8号）附則第7項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第9号）附則第7項（以下「改正給与条例附則第8項等」という。）の規定により読み替えられた給与条例第9条第3項第1号、教職員給与条例第10条第3項第1号及び警察職員給与条例第10条

ところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の支給日）

第23条 （略）

2～4 （略）

5 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条第3項の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

附 則

1～5 （略）

6 平成30年3月31日までの間における職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第7号）附則第8項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第8号）附則第7項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第9号）附則第7項（以下「改正給与条例附則第8項等」という。）の規定により読み替えられた給与条例第9条第3項第1号、教職員給与条例第10条第3項第1号及び警察職員給与条例第10条

第3項第1号に規定する7,500円を超えない範囲内で人事委員会が定める額は、6,800円とし、12,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額は、11,300円とする。

7 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例第9条第4項、教職員給与条例第10条第4項及び警察職員給与条例第10条第4項に規定する6,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、5,300円とする。

別表第2 級別職務区分表 (略)

ア 行政職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
9 9級	(1) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1) 静岡県理事(空港担当、産業戦略担当及び新産業集積担当に限る。)の職務 (0-2) ~ (12-3) (略)
10 10級	(1) 本庁の部長の職務 (0-1) ~ (0-4) (略) (0-5) 静岡県理事(空港担当、産業戦略担当及び新産業集積担当を除く。)の職務 (7-1) ・ (10-1) (略)

備考 (略)

イ~ケ (略)

別表第10 休職期間等換算表 (略)

事由	引き続き勤務しない期間について

第3項第1号に規定する7,500円を超えない範囲内で人事委員会が定める額は、7,500円とし、12,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額は、12,000円とする。

7 平成30年3月31日までの間における改正給与条例附則第8項等の規定により読み替えられた給与条例第9条第4項、教職員給与条例第10条第4項及び警察職員給与条例第10条第4項に規定する6,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、6,000円とする。

別表第2 級別職務区分表 (略)

ア 行政職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
9 9級	(1) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1) 静岡県理事(<u>地方分権・大都市制度担当</u> 、空港担当、産業戦略担当及び新産業集積担当に限る。)の職務 (0-2) ~ (12-3) (略)
10 10級	(1) 本庁の部長の職務 (0-1) ~ (0-4) (略) (0-5) 静岡県理事(<u>地方分権・大都市制度担当</u> 、空港担当、産業戦略担当及び新産業集積担当を除く。)の職務 (7-1) ・ (10-1) (略)

備考 (略)

イ~ケ (略)

別表第10 休職期間等換算表 (略)

事由	引き続き勤務しない期間について

90	<u>43</u>								
91	<u>44</u>								
92	<u>44</u>								
93	<u>45</u>								
(略)									

90	<u>41</u>								
91	<u>42</u>								
92	<u>42</u>								
93	<u>43</u>								
(略)									

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)					
70	<u>34</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
71	<u>35</u>				
72	<u>36</u>				
73	<u>37</u>				
74	<u>37</u>				
75	<u>38</u>				
76	<u>38</u>				
77	<u>39</u>				
78	<u>39</u>				
79	<u>40</u>				
(略)					
96	(略)	<u>38</u>			
97		<u>38</u>			
98		<u>38</u>			
99		<u>39</u>			
100		<u>39</u>			
101		<u>39</u>			
102		<u>40</u>			
103	<u>58</u>	<u>40</u>			
104	58	<u>40</u>			
105	<u>59</u>	<u>40</u>			
106	<u>59</u>	40			

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)					
70	<u>33</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
71	<u>34</u>				
72	<u>34</u>				
73	<u>35</u>				
74	<u>35</u>				
75	<u>36</u>				
76	<u>36</u>				
77	<u>37</u>				
78	<u>38</u>				
79	<u>39</u>				
(略)					
96	(略)	<u>37</u>			
97		<u>38</u>			
98		<u>38</u>			
99		<u>38</u>			
100		<u>38</u>			
101		<u>39</u>			
102		<u>39</u>			
103	<u>57</u>	<u>39</u>			
104	58	<u>39</u>			
105	<u>58</u>	<u>39</u>			
106	<u>58</u>	40			

81	(略)	<u>54</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
82		54				
83		54				
84		54				
85		<u>55</u>				
86		<u>55</u>				
87		55				
88		55				
89		<u>56</u>				
90		<u>56</u>				
91		<u>56</u>				
92		56				
93		<u>57</u>				
94		<u>57</u>				
95		<u>57</u>				
96		<u>57</u>				
97		<u>58</u>				
98		<u>58</u>				
99		<u>58</u>				
100		58				
101		<u>59</u>				
102		<u>59</u>				
103		59				
104		59				
105		<u>60</u>				
(略)						

81	(略)	<u>53</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
82		54				
83		54				
84		54				
85		<u>54</u>				
86		<u>54</u>				
87		55				
88		55				
89		<u>55</u>				
90		<u>55</u>				
91		<u>55</u>				
92		56				
93		<u>56</u>				
94		<u>56</u>				
95		<u>56</u>				
96		<u>56</u>				
97		<u>57</u>				
98		<u>57</u>				
99		<u>57</u>				
100		58				
101		<u>58</u>				
102		<u>58</u>				
103		59				
104		59				
105		<u>59</u>				
(略)						

オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
(略)						
109	<u>82</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
(略)						
109	<u>81</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

110	82				
111	82				
112	82				
113	83				
114	83				
115	83				
116	83				
117	84				
118	84				
119	84				
120	84				
121	85				
122	85				
123	85				
124	85				
125	86				
126	86				
127	86				
128	86				
129	87				
130	87				
131	87				
132	87				
133	88				
(略)					

カ・キ (略)

ク 中学校小学校教育職給料表昇格時号給対
応表

昇格し た日の 前日に 受けて いた号 給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)				

110	82				
111	82				
112	82				
113	82				
114	82				
115	83				
116	83				
117	83				
118	83				
119	83				
120	84				
121	84				
122	84				
123	84				
124	84				
125	85				
126	85				
127	85				
128	86				
129	86				
130	86				
131	87				
132	87				
133	87				
(略)					

カ・キ (略)

ク 中学校小学校教育職給料表昇格時号給対
応表

昇格し た日の 前日に 受けて いた号 給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)				

74	<u>54</u>	(略)	(略)	(略)
75	<u>55</u>			
76	<u>56</u>			
77	<u>57</u>			
78	<u>57</u>			
79	<u>58</u>			
80	<u>58</u>			
81	<u>59</u>			
82	<u>59</u>			
83	<u>60</u>			
(略)				
102	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
(略)				
107	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)
108	<u>67</u>			
(略)				
112	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
113	<u>68</u>			
114	<u>68</u>			
(略)				
117	<u>69</u>	(略)	(略)	(略)
118	<u>69</u>			
119	<u>69</u>			
120	<u>70</u>			
121	<u>70</u>			
122	<u>70</u>			
123	<u>71</u>			
124	<u>71</u>			
(略)				
備考 (略)				
ケ (略)				
備考 (略)				

74	<u>53</u>	(略)	(略)	(略)
75	<u>54</u>			
76	<u>54</u>			
77	<u>55</u>			
78	<u>55</u>			
79	<u>56</u>			
80	<u>56</u>			
81	<u>57</u>			
82	<u>58</u>			
83	<u>59</u>			
(略)				
102	<u>65</u>	(略)	(略)	(略)
(略)				
107	<u>66</u>	(略)	(略)	(略)
108	<u>66</u>			
(略)				
112	<u>67</u>	(略)	(略)	(略)
113	<u>67</u>			
114	<u>67</u>			
(略)				
117	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)
118	<u>68</u>			
119	<u>68</u>			
120	<u>68</u>			
121	<u>69</u>			
122	<u>69</u>			
123	<u>70</u>			
124	<u>70</u>			
(略)				
備考 (略)				
ケ (略)				
備考 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第10の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則（別表第2及び別表第10の改定規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 別表第10の改正規定による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成29年1月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の職員の給与に関する規則の規定による号給が改正前の職員の給与に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。